

第 74 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 29 年 11 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

2 開催場所

盛岡市中央通一丁目 1-38 エスポワールいわて 3 階 特別ホール

3 出席者

【委員 10 名 敬称略・五十音順】

石 川 奈 緒

伊 藤 歩

齊 藤 貢

佐 藤 きよ子

島 田 卓 哉

鈴 木 まほろ

鷹 觜 紅 子

平 井 勇 介

平 塚 明

由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長

小野寺 宏 和

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 藤 村 朗

その他関係職員

【事業者】

前田建設工業株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 10 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「（仮称）大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書」について

[会長]

それでは、議事の一番目、「（仮称）大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者(前田建設工業株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。それでは、事業者から30分程度で説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

あらかじめ、提出した委員の意見に対する回答をいただきましたが、この質疑に入る前にお伺いしたいことがあるのですが、事前質問の回答に、準備書で今後調査して結果を示すと書いてありますが、準備書は概ねいつ頃出される予定でしょうか。

[事業者]

今のところ、今回の審査会の結果の知事意見の内容にもよりますが、やはり時間がかかる知事意見が出てくれば、延びてしまって、ここですぐにこの時期に出せると言える状況ではありません。

今、何もないければ、今年度中に出したいと思っています。

[会長]

何もないければ、今年度中というのは。

[事業者]

遅くとも3月までに出すということです。

[会長]

2018年3月までに準備書を出すということですか。

[事業者]

はい。

[会長]

それで、いろいろな情報がございますが、岩手日報の今年の6月28日の記事ですと、県は同工業用地で整備済の5.3haについて、6月12日分譲を中断したと書いてありますね。

[事業者]

はい。

[会長]

国際リニアコライダー実現後の活用を見込んでいますとありますが、中断しているこの場所に今回の案件は立地するということですね。

[事業者]

その場所が、リニアコライダーの候補地であるということは、我々も正確に把握している訳ではないですが、そのように聞いております。

だから、面積に関しましても、今回、中断にはなったのですが、埋め立て地のうち半分だけ売却公募をされることになっているのですが、もしかしたら残りの半分で足りるとか、別の水揚げ港になるということは、我々は把握していないので、何とも言えない状況になっています。

[会長]

まあ、ただ、いずれ半分になるかどうかはわかりませんが、準備書も出して、しばらく待てとか、結局、駄目だったというのは、事業者としては、リスクはありますよね。その辺はどのようにお考えでしょうか。

[事業者]

まだ、公募がどうなるのか本当に分からない部分ではあるのですが、ある程度は並行して進めていきまして、公募が再開されればという形で進めて行きたいと考えております。

[会長]

ただ、この場所のすぐ北側に、防災集団移転地区がございまして、既に移転作業に入っていると聞いております。

ただし、今回、これまでの案件にない多くの住民意見が出ておりまして、住民の方が非常に心配されていて、第2種判定を昨年6月2日に行ったときは、住民説明も行っておりませんし、今、お話しした要因もなかったということから、住民の方も非常に不安に思っていると思います。

発電所が建つところに、準備書で影響が少ないと直ぐにでも出れば、住民も安心すると思いますが、これから調べる訳ですし、住民の方の意見も聞かなければいけない訳です。

そのときに、住民が移転しようとしているところに、それが建つ、或いは、I L Cがもしそのまま来れば中断になるという非常に不安定な状況ですから、移転される方が困ります。

そういう住民の置かれた立場を考えれば、直ぐにこれを進めていくというのは、少し問題があると思っています。

今回は、方法書ですが、普通の国の法アセスですと、配慮書から入ってくるわけですが。これは条例アセスですので、配慮書はないのですが、配慮書というのは、いっしょに住民の意見を聴きなさいと書いてあります。今回は、条例アセスですので、省略されていますが、2種判定した時は、まだ住民の意見を聴いておりませんし、実際、そういうふうに集団移転する目の前に建つという非常に特殊な状況にあるときに、準備書を進めるより先に、やはり住民の方と十分に意見交換して、住民の納得を得る必要があると思います。

それから、今日の資料にあります、大船渡市長からもかなりの項目にわたって、住民の意見と類似する部分の意見がたくさん出て来ております。

結局、事業を進めるという立場から、調査して準備書を出して了解を得るということでしょうが、実際に土地を購入して移らなければいけないという人がいるときに、多分、私の予想ですけど、これから質疑いたしますが、来年の3月に準備書が間に合うとは思えません。

そうすると、非常に待たされる時間が長くなって、住民の方も困るわけです。それに、1つは、そういう場合に住民の方の意見も踏まえて、市長と地域住民の方と環境保全協定というものを結ぶということが出来るわけです。あるいは結ぶ必要があるわけです。

そこで、環境保全協定が、住民の安全も考えたうえで、住民が納得するかたちで結ばれるまで、逆に準備書の提出を待つとかですね、そうしないと基本的な点で住民意見が反映されないということになることを非常に心配する訳です。

それから、私どもたくさん委員が集まって審査しているが、結局中断でありませんでしたということになれば、我々の任務も徒労になるわけです。既に2種判定をやって、現地まで行っている訳です。

こういう事態は、考えていただいて、住民が納得する方針をまず明確に今後、早急に出してほしいと思っています。

アセス本体には実はかからないのですが、住民意見を聴くというアセスの本旨から言って、今の意見を申し上げました。

それでは、これまでの事前の委員の質問について、回答がありました部分につきまして、再質問をお願いいたします。

その際、住民の意見及び大船渡市長の意見も踏まえ、再質問を構成していただくと時間の短縮になると思います。

なお、希少動植物に係る質問は多分ないと思いますが、今のうちにお伺いしますが、希少動植物で、非公開で議論をしなければならない質問はございませんでしょうか。

皆さま、ないですか。

よろしいですね。

それではずっと公開で行きます。

先ほど事業者から説明いただいた62頁の1番目から順番に行きます。

1番目は平井委員ですが、再質問等ございますか。

[平井委員]

再質問とはちょっと微妙なところですが。

[会長]

ええ、追加質問でも構いません。

[平井委員]

先ほど、会長からあった話を受けて、追加で質問というかたちをさせていただきたいと思うのですが、私が質問した住民の方の意見というのが、かなりの数になると思いますが、環境保全協定等を結ぶというようなことを考えたときに、地域住民の生活環境というものをどのように捉えるかがポイントになると思います。

質問としましては、住民の生活環境を考えたときに、アセスの基準値を下回ることが生活環

境への影響を与えないというような認識も一つあると思いますが、地域の特性であったり、この場所は、被災地でもあるということ踏まえまして、単純にそれだけの認識では、到底、住民の方の納得というのは得られないと想像いたします。

その際に、住民の意見を聴いて、どのような生活環境といったときに、どういったポイントを押さえながら、住民の方々と合意形成を成していくのかという基本的な考えがございましたら、ぜひ伺いたいと思います。

[事業者]

はい。先ほどの会長からのお話と絡んでくる話だと思いますが、今、住民の方で、求められる意見で、反対ということもありますが、その中に数字で示してほしいというのかなりあります。

例えば、騒音でしたら、どの程度なのか、それはどういうものなのか。振動はどうか。

そういう意味もありまして、準備書を進めるなかで、そういう数字を出してきて、準備書を提出する前に、それを持って近隣の方々に一回、説明しようかなと思っています。

ただ、準備書を、何もなしで出して、それではい終わりですという考えは、今、しておりません。

住民に説明するため、先ほど言いました通り、数値の提示などいろいろな点について、進めていきたいなと思います。ちょっと回答になっているか。

[会長]

まあ、その数字が、準備書の前にできるだけ早く出たほうが、住民の方の判断の参考になる訳です。それが、ずるずる伸ばされると逆に困る訳です。

だから、3月に準備書ができるということは、相当、シミュレーションを含めて研究されたと思います。

ですから、そういうことについて、速やかに住民の方にお示しして、説明会を開いた方がいいと思っています。

[事業者]

はい。

[会長]

平井委員、よろしいですか。

[平井委員]

はい。

[会長]

よろしいですか。

たくさんありますので、一通りやってから、またもう一回戻ります。

2番は、木質バイオマス燃料のことで、これは2から4番の質問に関わります。

前は改質炭でしたが、今回は木質バイオマスということで、北米から輸入するというのですが、その北米のペレットは、現地で森林生態系等にあまり影響なく製造されているものだという証拠みたいなものは、取れるのでしょうか。

[事業者]

はい取ります。

[会長]

そうですか。

[事業者]

今、認証が取れていなければ、事業認定の方も取れませんので、そういうものでしか考えておりません。

[会長]

はい。ありがとうございます。

近隣市町村から集め、国内産のペレットも供給があれば優先的に受け入れるというお話ですが、国産のペレットを最大限何パーセント使うという目算はございますか。

[事業者]

正直なところ、使えるだけ使いたいのですが、出してもらえないというのが現状でありまして、今、隣の住田町さんなんかとも話をしまして、どうやったら出るのか、我々のやれることを、例えば、チップをつくる機械をどうするかを含めて、そういうことを相談してやっていこうという話まではいつているのですが、それでも出せる量というのは確定できないと言われておりまして、出していただければ、うちは5%でも10%でも使えますので、利用していきたいと思えます。

[会長]

それは、結構な話ですが、ただ、東京電力の原発の事故の関連で、セシウムがたくさん含まれているとすると、それが濃縮するとかということがあるので、それがすぐ使えるのかというところが分からないですよ。

県内は大丈夫ですか。

[事業者]

実際に、今、住田町さんのチップなんかは、簡単なボイラーですとかそういう部分を町として使ってやっておりますので、そういう点では問題ないのかなと考えております。

[会長]

実際使うときは、セシウムを測定しなければならぬですけどね。

[事業者]

はい。

[会長]

はい。分かりました。

あと、私の質問ではないのですが、3番と4番は、県から出ていますが、結局、3番に関連して、廃棄物は申請しないということですが、木質バイオマスは燃焼すると灰が出ますが、これはどうするのですか。

[事業者]

そういう意味では、廃棄物は適正に処理して出します。あくまで、廃棄物処理事業者ではないので、処理施設ではないということです。

例えば、ごみを燃やすとかですと廃棄物処理施設になるのですが、今回はペレットだけなので、廃棄物の許可はいらぬ。

ただ、出すごみについては、逆に許可を取っている処理施設に我々はおさなければいけないということで、それはそのようなところにお出すことを考えております。

[会長]

出す先は、見通しはあるのか。

[事業者]

まだ検討はしていないのですが、最終処分場等に持っていくことも可能ですので、それも一つの選択肢になっています。

近くにある太平洋セメントさんで、受け入れていただければそれに越したことはないのですが、受け入れていただけるという返事はいただいておりませんし、相談もしていないので、最悪は、最終処分場の方へ持っていくことも考えております。

[会長]

ただ、それは事業全体としては、最後の出口のところ、後から論議になる排水と同じことですので、その最終処理物質の乾いた部分のものの処理先ですね、運搬先は準備書である程度明らかにしておく必要があると思います。

[事業者]

はい。準備書までには特定しておこうと思います

[会長]

はい。分かりました。

それでは、5番以降をお願いします。

[佐藤きよ子委員]

事前質問の5番ですが、燃料を石炭混焼からバイオマス専燃とすることで、燃料中の硫黄分が少なくなったことからSO_x(硫黄酸化物)の削減に繋がると書いてありますが、本当に削減に繋がるのでしょうか。

あと、配布資料のSO_x(硫黄酸化物)は、当初計画と今回計画は同じ100ppmとなっていますが、これは確実に削減に繋がるのでしょうか。

[事業者]

まず硫黄分の話ですが、石炭には、御存知かもしれませんが相当な硫黄分が含まれておりまして、SO_x(硫黄酸化物)がかなりあるので、それが今回、木質バイオマスに変わったということで、十分SO_x(硫黄酸化物)が削減するのは、確実だと思っております。

ただ、今、完全に設計をしていて、どれだけの数字というのが出ないので、出せないというのが現状でして、準備書のときには提示できると思っておりますが、この数字よりは小さい数字で提示できると確信しております。

[佐藤きよ子委員]

分かりました。

[会長]

5番、6番で他にございますか。

[齊藤委員]

はい。5番について。

設備を新しくして、自然環境への負荷が低減されることは分かりましたが、今回新たに燃焼方式に加えた流動床燃焼方式あるいは、それに伴ったボイラーや冷却塔などの施設の前例みたいなものの排出のデータはお持ちでしょうか。

[事業者]

はい。もう各地でやっているものですので、排出データはあります。

どちらかというと、流動床の方が今、多いのかなと思っております。

[齊藤委員]

懸念されている意見が多分住民の方からたくさん出ていることを考えますと、例えば、このボイラーあるいはこういった燃焼方式を使って、なおかつ燃料自体の成分、産出国あるいは場所によって変わってくる可能性がありますけれど、こういったところを明確に公表してもらって、それによって燃焼したので、これぐらい出てきますというところをはっきり示されたほうが良いと思います。そうしないと、多分いつまでも疑念が残っていくことになると思いますので、そこをまずしっかりと準備書でやっていただきたいと思います。

[事業者]

はい。それは間違いなくそのように進めております。

ただ、ここでいうべき話かどうかなんですが、いろいろな住民さんの意見が出ていまして、その中でダイオキシンの量をとという話があるのですが、これはちょっと我々に知見がないということもあるのですが、いろいろな先生方にも聞いているのですが、ダイオキシンを定量的に、排出量を監視することはできないと聞いておりますので、それをどのくらい出のかを評価しろというのは、ちょっと出来かねるという感じになっております。

[齊藤委員]

例えば、他で同じようなバイオマス燃焼をしている所で、ダイオキシンが実際どのくらい出ているのか、どのくらいのバイオマスを燃やして、排出ガスがどれくらい出ている、その中にダイオキシンがどのくらいでいると実測されている所のデータがあるかと思っておりますので、もし例えばそういった予測が出来ないということであれば、そういったところをまず示すのが大事ではないかと思えます。

[事業者]

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

[会長]

岩手県で、ペレットストーブを震災後、急速に普及しているのですが、当初、家庭用のペレットストーブでもダイオキシンは出ましたという報告がいっぱいあった。

だから、今回のバイオマスプラントは、大量に燃やしますから、元は少なくとも、絶対量としてかなりの量が出る可能性はあり得るので、それは予測が出来ないのであれば、事後のモニタリングをしっかりして、もし、基準以上出れば、設備の改良も含めて、確実にそれを抑えられるシステムにしておかないといけないと思えます。

[事業者]

はい。会長が仰いましたとおり、モニタリングは実際に出来上がってからも実施したいと考えております。

[会長]

いや、必ずやらなければいけないと思えますけどね。

[事業者]

はい。わかりました。

[伊藤委員]

よろしいでしょうか。

[会長]

はい。どうぞ。

[伊藤委員]

今回使われるこの燃料は、試験燃焼してデータ等はとっていないのでしょうか。

[事業者]

燃料自体のデータでしょうか。

[伊藤委員]

この使用予定のペレットを、例えば、試験燃焼して、その時の排出ガスの成分だとか、そういったものというのは一般的に試験できると思うのですが、そういうことはやっていないのでしょうか。

[事業者]

やっていません。

[伊藤委員]

それは、ぜひやって頂くべきものではないかと思います。

[事業者]

相当高温燃焼になりまして、およそ大体 800 度以上の温度で熱するようなボイラーが必要になってきまして、それが燃焼試験出来るものなのかどうなのか、実態のものがなければ出来ないのかも含めて、ちょっとメーカーと相談して、やれるならやろうと思います。

[伊藤委員]

まあ、試験的には出来ると思いますので、御検討頂ければと思います。

[会長]

この煙突を低くしたという最初の理由というのは、排ガスを高温にしたから、上までいくから低くても大丈夫という意味ですか。

[事業者]

拡散的には、低くしたというよりも、それぞれのメーカーさんがあると思うのですが、その一つのパッケージではないですが、その考え方の中に 60m というのがありまして、今回 60m になっています。

ただ 60m であっても、この後、いろいろ拡散計算して、それで成り立たなければ、そのパッケージは外して、また高くしなければいけないということもあるかもしれませんが、今のところ 60m の先程のような話で、排出温度の関係で拡散範囲も薄くなるという考えからすると、着地濃度もこれでいけるのではないかなという考えで今は進めております。

[会長]

一般論としては、煙突は高い方が上空に排ガスがいて、付近に落ちる量は少なくなると思うのですがね。

[事業者]

それが6番に書いてありますように、実際排出ガスの温度によって上昇の高さが変わってきますので、温度が高いと上昇の高さが変わりますので、そうすると上がり切る高さは60mではあるのですが、今回は59mですが、今回計画の方が高い所まで上がってから拡散するので、有利ではないかなと考えております。

[会長]

ただここには「有風時」と、風がある時と書いてあるので、風がない時はどうなるかということはありませんよね。

[事業者]

大気の拡散について御回答させていただきます。

前回の2種判定の時も、長期の年平均値を予測する方法と1時間値を予測する方法の二つの方法で予測検討を行ってございます。

今回につきましても年平均値で予測する方法、それから1時間値としてダウンウォッシュを踏まえた検討ということで、考えております。

結果については、準備書等で御説明させて頂ければと思っております。

[会長]

大船渡付近は、測候所が近くにありますので、年間の風速、風況等はわかると思うので、出来るだけ速やかに計算して、地域の方にお示しする必要があると思います。

それでは、7番の質問はよろしいですか。

8以降、8、9番の質問をお願いします。

[伊藤委員]

よろしいですか。

[会長]

はい。

[伊藤委員]

8番なのですが、御回答頂いた下の所で、計算して下さいというところですが、こちらの割り算した分母の方に13,430 m³/日を足すということは、おかしいと思います。ここ足さずに流量で割合を出した方がいいと思います。

それから、大船渡湾水環境保全計画の流量が74,254 m³/日ということなのですが、この保全計画ではこういった時の流量になるのか。

やはり、リスク、安全面を考えると、最も流量がすくない渇水時の流量に対しての割合を出さないと意味がないのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

[事業者]

まず、後の質問の方からの回答になるのですが、74,254 m³/日という数字は、この保全計画の中で、3回流量をとっている時期があります。

これが、渇水期かどうかというのは、正確なところ、当てはまるかどうかわからないのですが、この3回の中で一番少ない水量が74,254で、あえて一番少ない水量を用いております。

この質問の意図が、私どもの取り方がまずかったかもしれないのですが、全体的な地下の部分、本来流れている部分と、それと川の部分を流れている分の内のどれくらいの割合かということで、市の浄水場の方も流れているものをとっているという考えであって、本来流れている川の方と市の分は間違いなくあるという水量に対して、この二つがどのくらいの割合になるか、実際はもっと取っている業者さんもおりますし、そのまま取り切らないで、海に流れ切っているものもあるので、比率は変わらと思うのですが、そういう意味で、わかっている二つだけで比べるにあたって、今の7,400からとっているわけではないので、そういう意味で分母に足してしまいました。

[伊藤委員]

それは、その通りだと思うのですが、ただ、浄水場の位置は取水の場所よりも上流にありますので、浄水場から取水した後ということで、分母に書くのは流量だけでやって頂いた方がよろしいかなと思います。

あとは、少ない流量の件ですけども、できるだけ年間の過去10年とかですね。そういった中の一番少ない時期の流量に対して試算して頂ければと思います。以上です。

[会長]

現状、3つの浄水場で取水されている地下水というのは、どのくらいかというのはおわかりなのですか。

[事業者]

それは、合計で13,430 m³/日です。

[会長]

これは、実際に毎日汲み上げている量ですか。

[事業者]

取水量がそうだというふうに出ているので、我々はそれを信じているだけなのですが。

[会長]

「給水能力」と書いてあって、実際に取っていないのではないかな。だから13,430 tを他の方々が使って、更に5,500 t地下水を汲み上げた合計18,000何某が毎日使われた場合ですね、

特に渇水期、そうするとどうなるのかというのが一つ出す必要がありますし、地下水の本当の流れが、例えば、満潮時と干潮時で違うのかもしれませんが、実際に大量に取水すると海の方から地下水が戻ってきて、塩分濃度が上がるとか、色々想定されるのですけども、そういうのは全て色々折り込み済みで計算されているのでしょうか。

[事業者]

今計算というのは、実際に前回の2種判定時の御意見として頂いたのが、実際に使う量を抜いて、その結果でどういう影響が出るのかを見ろということですので、必要な5,500 m³の水を毎日連続運転で抜いて試験を行いました。その結果として前の井戸への影響、それと沈下への影響等をデータも取っていますので、それをまとめて判断していく形で考えております。

ですから、今度は想定でなく、一番完全に取った状態でどうなるのかということを検証しております。

前回の2種判定の時は、御指摘の中で、当初の計画では9,000 m³で4箇所という予定だったのですが、今回計画変更で9,000 m³が5,500 m³に変わったということで、取水井戸も4箇所から3箇所ということになっているのですが、前回の2種判定では、1箇所のみ予測評価ではまずいということ、それから並びに渇水期の時にやるべきだという御指摘を頂いたものですから、すぐに我々、特に渇水期、1月、2月を渇水期として捉えまして、去年の秋口から用水試験を始めておまして、1月、2月から水を抜きまして、それから更に地盤沈下とか水面下に影響がないかどうかを数ヶ月様子を見るということで、今、それを実施しております。

ただ、この今の質問の時期に対して、予測評価の結果がまだ得られていないものですから、それはここにも書きましたように、準備書の中でその辺りの御指摘の件も明らかに出来るものと思っております。

[会長]

既に試行されている取水口というのは、本番の時の3つの取水口の内の1か所でしょうか。

[事業者]

3箇所全てです。

本番がそこになるとは、想定しておりません。また、本番の時は本番の時で、そこで同じような取水試験は行う予定です。

やはり、どのような影響が出るのかを調査しなければいけない。それで、その時には、前の井戸も、どこにあるのかをしっかり把握して、説明をしながら影響も考えてやっていくということになります。

明らかに、今の段階では、そこを本番の予定地としているのですが、実際に本当に、当然土地の所有者様の色々な状況がありますから、今の所、今の3箇所を本設の予定と我々は考えておりますが、もし事情があって、また変わるというようなことがあるようなことがあれば、そこは、本設を設置する前にも、調査は必ず行うという予定にしております。

[会長]

今、取水実験を行っている3箇所から取水するという行為自体は、もう許可は取ってあるの

ですか。

[事業者]

許可というのは、行政に対してということですか。

[会長]

ええ。

[事業者]

これは、市の方には確認致しましたけども、特に届出とかそういった義務付けは無いですが、ただ、市の方には、色々御相談はさせて頂いて、一応こういう箇所ですと揚水試験をさせて頂いておりますという報告はさせて頂いております。

[会長]

大船渡市長意見の1の②に、プラント用水について、伏流水のことが書いてあって、評価結果を漁業者に対して説明して頂きたいということですが、これは本番のことを言っていると思いますが、試行的に既に3箇所で行っているということで、それが、もし、そもそも影響したらどうということになるのか。ちょっと私はわかりませんが。

[事業者]

本稼働の時は、さきほどのフロー図にありましたとおり、5,500 m³の水をほぼ蒸発して使ってしまうので、それを海にはあまりいかず、1,500 m³だけ戻っていくという形になります。

ですから、今回の試験ではあくまで、蒸発するものはないので、排水口に返しまして、そのまま海にいらいますので、海へいらっている量は変わっておりません。

それと、周りの井戸に対する影響があると困るということで、今掘っている井戸の周りに、他の井戸より近い所に観測塔を掘りまして、その井戸の水位の変化を見ていまして、影響が出るようだったら止めよう。

あと、沈下の部分も24時間監視していまして、もし沈下したらその時点で止めるという計画の下にやっておりますので、今の所、その状況はないので、取水は続けております。

[会長]

地下水を取って、表流水として流しているのだから、地下水に戻しているわけではないので、そこがちょっと違うのですが、ただ、地下に井戸があって、そこで測定して、その変化は今の所はないということですか。

[事業者]

はい。

[会長]

わかりました。

[事業者]

微妙に水位は下がってきてはいますが、その範囲がまだ狭い範囲で、影響の出る範囲ではないと判断しているので、取水を続けております。

[会長]

はい。他の方よろしいですか。

あと、太平洋セメントの木質バイオマスが、既にあるのですが、冷却水は海水を使っているのですが、4,100 t 海水を取水して使っています。

[事業者]

我々が聞いているのは、井戸の水を掘って使っていると太平洋セメントさんに聞いていて、排水は、海の方に出しているというのは伺っているのですが、取水自体は、太平洋セメントさんもいくつか井戸を掘っていますので、井戸だというふうに聞いています。

[会長]

午前中に議事録を見てきたのですが、大船渡太平洋セメントさんは、5,000 t くらいの内、4,100 t が海水、それ以外に1,000 t くらいを地下水と回答している。それは、事務局で後で確認をお願いします。

[伊藤委員]

11 番よろしいですか。

[会長]

はい、どうぞ。

[伊藤委員]

11 番ですが、排水する時の温度が 30 度以下の温度ということなのですが、取水量が今回、減っているのですが、その減った分で十分冷却出来るのかということと、条例の方では 45 度未満であれば良いという考えだと思うのですが、それは、ある程度量にもよるのではないかと思います、その辺りのことをお伺いしたいのですが。

[事業者]

最初の質問は何でしたか。

[伊藤委員]

30 度以下ということなのですが、冷却水の量を減らすことで、きちんと 30 度以下になるのか。熱計算みたいなもので示して頂けるのが一番いいのかなと思うのですが。

[事業者]

それは、シミュレーションして計算した結果で、30 度以下で出せるということで、プラント

が変わったことによって、それで減ったという部分もやはりあります。

それは計算して、1,500 m³です。

[伊藤委員]

計算根拠みたいなものは、準備書の方で出して頂けるのですか。

[事業者]

はい。

[伊藤委員]

わかりました。

それから45度のところも。

[事業者]

はい。

今回、事前質問にもありましたように、市の下水道事業所に確認して下さいということもありましたので、下水道事業所様の方に確認させて頂きました回答を、こちらに書かせて頂いておりますが、45度ということと、下水道の排出基準を守って下さいということが、法的なものとしてあり、それは、我々も存じておりましたので、そこは当然遵守すべきことだと思います。

ただ、今後は、受け入れ可能ということは今時点で伺っております。今後、下水道事業所様とまた色々細かい協議というものが出てくるかと思えます。それは、その協議の時に、下水道事業者様と何らかの行政指導的なものがあるのか、何か条件付けがあるのか、ちょっとわかりませんが、そういうものがあるようであれば、協議をしながら進めていくということで考えております。

[伊藤委員]

わかりました。ありがとうございます。

[会長]

大船渡の現在の処理センターの下水道の処理能力は、まだ余力があるということで大丈夫なんでしょうか。

[事業者]

いえ、今、余力は、私どもの1,500 m³については、今の計画の中では入っておりません。

下水道事業者様曰く、私どもの発電所計画が実施すると分かったときは、検討していきますということで聞いております。現計画には入っておりません。

[会長]

どこかに書いてありましたが、入っていないということは、もし1,550 t行けば、その分、排水処理センターの能力を高める工事をしなければいけないということですか。

[事業者]

そうです。はい。

[会長]

それは、その経費は、事業者が負担するのですか。

[事業者]

あくまで、それは、流域下水道処理センターさんの方で出して頂くことになります。それは、下水処理費としまして、その分の費用は、量に応じて出す間は払い続けることになります。

[会長]

それは、そうでしょうけどね。

それでは、次に12番は県ですので、13番は分かりました。14番は自然保護課で、まあ特に希少なものは、開発区域にかかることはないということで、将来、河川敷には、岩手県の自然環境保全指針で、ランクの高いところがありますから、そこに開発が入るようであれば、当然対応しなければいけないことになります。

16番は、騒音のことで、これはですね、専門家の方から聞いていただきたいのですが、私が考えた範囲ですが、防災集団移転促進事業の高台移転地区での夜間の環境基準は、45 dB以下を適用するとあるのですが、方法書でしたか、その将来想定されるバイオマス発電所からの騒音が、夜間45 dBと書いてありますけど、もう書いてありますか。45 dBぎりぎりになるということとは、まだ書いてないですか。

[事業者]

いえ、まだシミュレーションしていませんので、方法書では書いていないと思います。2種判定の時は、そのシミュレーションを前の機器でやった結果は載せていますが、今回は、45 dB以下にすることしか書いていないです。

[会長]

今回ね。2種判定のときのシミュレーション結果は、出ていますか。

[事業者]

はい。出ています。

[会長]

ぎりぎりだと思ったけど。

ただ、2種判定のときと今度と発電所は違いますよね。

[事業者]

違います。もう一回シミュレーションしなければならないです。

[会長]

前より、騒音はどうなるのでしょうか。静かになるのですか。

[事業者]

いえ。あまり変わらない感じです。

[会長]

変わらない。

[事業者]

ですので、今回の場合は、前回は、建物自体を囲む方法とかをあまり考えてなくて、ボイラーなどは、そのまま、要はむき出しのようなかたちだったのですが、今回は、それに覆いを被せて、遮音するような方法も考えていかなければいけないのかなと考えております。

シミュレーションで出た結果をもっているいろいろな対応を考えていこうかなと思っております。

[会長]

第2種事業の判定に係る事業計画の概要書 200 頁に「騒音レベル 45dB 程度となるものと予測する。」と書いてある。概要書をお持ちですか。200 頁の予測の結果に 45 dBと書いてあることですよね。

[事務局]

会長すみません。方法書であれば、154 頁かと思われまして。こちらは、第2種判定の内容を書いてございまして、同じかと思えます。

[会長]

45dB でいいですよ。

この位置が正確にはよくわかりませんが、要するにこの 45dB は、既に環境基準の夜間 45dB 以下ぎりぎりですよ。

[事業者]

はい。

[会長]

だから、ちょっと高いような気がします。

これを防ぐ為に。防音壁をやってもこうなるということですか。

[事業者]

ええ。2種判定の時は、防音壁をやってもそういうことになります。

[会長]

方法書の154頁は、今のところそれをそのまま持っているということですね。

[事業者]

これは2種判定の時がこうでしたということですので、2種判定の内容を書いているので、そのままです。

今回は、またシミュレーションをして、実際何dBくらいになるのかというのは行います。

[会長]

ただ、それは住民の方が最も関心のあるところだから、かなり早く出して貰わなければいけない。そもそも移転するか、しないかの決定に関係するわけです。

非常に事業者にも責任があります。45dBでは駄目だと思います。下げなければいけないので。そうすると、機械を変えるか更に高い防音壁にしたら、景観がまた悪くなります。

[事業者]

ええ。ですから今回は先程申しましたように、防音壁で止めるのではなく、一つ一つの機械の周りに防音設備を付けて、それで音を止めるような形を考えています。

[会長]

防音壁は、20mのものはとりあえず維持して。

[事業者]

いいえ、これから計算するのですが、基本的には20mは止めようと思っております。

[会長]

そうなんですか。

[事業者]

これも、これからの計画の中で準備書の中で示していかなければいけない部分ですが、今、持っているイメージとしては、断面図を今回出させて頂いたと思うのですが、現在イメージしている部分としまして、この青色で示した「当初計画遮音壁（ $h=20\text{m}$ ）」という左側に赤い壁があると思うのですが、今回は、これがまだ3mなのか5mなのか、これから計算で出てくるのですが、ある程度下げた高さで、且つ境界から何mか下げまして、その間に緑地帯を設けることによって圧迫感をなくするなど工夫しようかなと思っております。

正確にこれが今何mになるかということは、これからシミュレーションして計算してみないと出ないところですので、今は明確には言えないのですが、20mはもう止める予定です。

[会長]

ああ、そういう意味ですね。これの小さい赤になっているのが、新しい案だということですね。わかりました。

それでは、他の方から騒音関係で他にありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは次に、18番はいいので、19番の県の景観関係ですけども、すみません、時間がなくなってきたので、これを含めて私の方から先に、農山漁村景観や自然景観等色々ありますけど、このエリアで景観計画上の施設の高さは、事業者はわかっていますか。

[事業者]

すみません、まだ認識していません。

[会長]

そうですか。

[事業者]

はい。

[会長]

普通地域だと一般的な岩手県の13mですよ。

[事業者]

はい。

[会長]

ですよ。特別地域はもっと低いです。

ここはどうなのか、知事意見はすぐに出すわけではないので、事務局は委員の方に一応後でお知らせ願いますか。

[事務局]

はい。

[会長]

20番については、私が出しましたが、これは景観のことですので、鷹嘴委員、そのほか委員皆様も追加質問ございましたらお願いします。

[鷹嘴委員]

はい。

21番の部分ですが、20番とか全てに関わってくる場所ですが、今まで景観といいますのは、眺望点だけではなく、実際にそこで暮らす方にとって非常に大切なものだと思います。

そのために、方法書の方で主要な眺望点2地点を示していましたが、これも例えば地図みたいなものに、ここからの眺望点を示して頂きたいです。

それだけでなく、やはり普段生活している方の視点を眺望点とした、フォトモンタージュと

いいですか、そういうものを作成して頂きたいです。

それは、今回に限りお話しているわけではなくて、風力発電機等を建設する場合においても、朝起きて家の戸を開けたら目の前に大きな風車があったとか、そういうことがないように、住んでいる方にきちんと説明をして下さいとお願いしています。

今回も防音壁を5mセットバックして、尚且つ高さも低くして、緑地帯も設ける。それは前回に比べて大分いいのではないかと思いますので、その奥にも建屋が控えていますから、その辺も含めたフォトモンタージュの作成などをお願いしたいと思います。

[事業者]

はい。住民様との説明会のときもやはり出ておまして、今回我々が選んだ所は、代表するような場所ではない。もっと、こういう所を眺望点としてくれという意見が出ましたので、例えばここに書いてあるように、高台移転地域から見た眺望をモンタージュする予定です。

それと、近くに中学校がありますので、中学校から見たらどうなるかという、フォトモンタージュもします。

それと近くに巖島神社がありまして、そこも地域の方としては重要な地域というようなお話を伺いましたので、そこからのフォトモンタージュも加えて行うように致します。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[会長]

このA3の用紙で見ると、この中で結局一番高くなるのは煙突が59mですけど、それ以外にボイラーが最も面積を占めていて、しかも高さが55mです。

これが多分一番目立つと思いますので、防集移転の住宅はもう完成して入居待ちということですので、各部屋から実際にどう見えるか。これを早くモンタージュ作って、入りたいと思っている方にお配りする必要があると思います。

それは出来ますよね。

[事業者]

今、各自で建てられた家に住み始めています。

[会長]

個別住宅なのですか。

[事業者]

個別住宅で、それぞれの方が建てているので、許可を頂ければ入って行くことが出来るのですが。

随時引越しされて、家を建てられて移られているように見受けられるのですが。

[会長]

だから、各地点、全部ではないですけど代表的地点を選んで、1階建て2階建てで実際にこう見えますよというのを早く作って、地域に回覧する必要があると思います。

[事業者]

その代表する所を1点選びまして、そこからどう見えるのかというのは、今作ろうと思っています。

[鷹嘴委員]

すみません。

[会長]

はい、どうぞ。

[鷹嘴委員]

前回もお聞きしたことですけど、確か24時間操業ですよ。

[事業者]

そうです。

[鷹嘴委員]

そうなった時に、確かここは24時間明かりが灯されていますよね。

[事業者]

はい。

[鷹嘴委員]

その時の夜間の状況、そういったものもフォトモンタージュ等を作成して、示す必要があるのではないかと思います。

[会長]

それについてもお願い致します。

[事業者]

承知致しました。

[会長]

はい、どうぞ。

[伊藤委員]

施設の冷却設備は、復水機というかたちになるのでしょうか。ここから蒸気が立ち昇るようなかたちになりますでしょうか。

[事業者]

復水機になります。

[伊藤委員]

そうすると、蒸気が立ち昇る。

[事業者]

そうですね。

[伊藤委員]

冬場は、特に水蒸気が立ち昇るということであれば、どこまで立ち昇るかにもよると思いますが、そのあたりもモニタージュに反映出来るのであれば、反映して頂きたい。

[事業者]

そういう意味合いもありまして、今、冷却設備は、一番離れた所にしまして、ボイラーの裏ということで、ボイラーで隠れる部分もあるので、そちら側にしたつもりです。

[伊藤委員]

冷却設備は確認した上で、影響があればフォトモニタージュに反映して頂きたい。

ちょっと質問と外れるかもしれませんが、煙突の場所を住居地域の近い方に配置しているというのは、どういうことですか。

出来れば、家から離れたほうがよろしいかと思うのですが、東側に煙突があるというのは、周辺の機器との位置関係による理由かもしれないですが。

[事業者]

そうですね、燃料の流れを含めてもっていくと、これでも民家の位置から少し戻すようなかたちを取って、なるべく建屋側に寄せたのですが。

[伊藤委員]

反対側に持っていくことも可能ではないですか。

[事業者]

それは、出来ればしたくないところですが。

[伊藤委員]

やっていただけるのであれば。

[事業者]

ただ、今回は、FRPで回りを鉄骨で固めて、かなりゴツイものだったのですが、今回は鋼管でして3mの管が1本だけですので、前回よりそれほど圧迫感はないのではないかと考えております。

[伊藤委員]

景観だけではなくて、煙の出口でしょうから。

[会長]

それでは、事前質問に関して、最後まで通してまだ残っている質問ございましたら。

はい、齊藤委員。

[齊藤委員]

最後の22番にも関わってくると思うのですが、準備書の段階で風向等が出て、二次元的な図を用いながら、最大着地濃度がどの辺になるかシミュレーションをされると思います。

今回の大船渡の場所を見ますと、夏と冬で全く逆の風が吹きます。通常であれば、定点観測地点1箇所、片方の風向だけシミュレーションをするのが多いかと思うのですが、この場所は夏と冬で完全に風が変わりますので、出来れば夏と冬で分けて2箇所、2系統はやって頂きたいと思います。

また、窒素酸化物だけではなくばい塵等も、住民意見を見ますと凄く懸念されていますので、ばい煙がそこまで飛ぶということは多分考えにくいので、SPMで拡散をして頂ければいいなと思います。

[会長]

それでは他に、事前質問以外につきましても、全般的に更に意見としてもございましたらお願いします。

はい、鈴木委員。

[鈴木委員]

生物の調査について伺いたいのと、要望がございます。

14番の事前質問にも関わることですが、事前の調査結果では「計画地を繁殖・採餌環境として利用している種は確認できませんでした」とあるのですが、計画地というのはどこなのか。調査をした範囲というのが示されていないので、それをどこかで示して頂きたいというのが一つ。生物調査をした範囲を図面で示して頂けないかというのが一つ要望です。

取水試験をされている井戸の周辺は含むのかとか、盛川の流路を含むのかどうかとか、そういうところが知りたいのでぜひお願いします。

あと、現地での生物調査は、今後は計画されているのか。というのは、鳥類調査は1月、2月しかされていないということなので、今後夏等の繁殖期の調査をされてその結果がどこかで出てくるのかということをお伺いしたいです。

[事業者]

まず、調査地点なのですが、鳥の調査を1月、2月に実施したほか、4月、5月も調査の方はしております。調査地点は計画地の南北にそれぞれ1地点ずつ調査地点を置いております。距離的に言いますと、計画地から北側の方の1km弱の所です。

[会長]

取水口の計画地ですか。

[事業者]

事業計画地です。

[会長]

本体ですね。

[事業者]

はい。

[会長]

鈴木委員の質問は、取水口の方も。

[事業者]

取水口は含めていません。

[鈴木委員]

含めていないですか。

やはりそうですね。

そうしましたら、要望としましては二つあります。

取水井戸の設置候補地での野鳥の調査を行って頂いて、その結果を示して欲しいということ。それで予測をして頂きたいということ。

もう一つは、取水井戸の構造がわかるようなものを準備書に付けて頂きたいということ。

これは2種判定の時も質問したのですが同じことで、どのような構造物がここに作られるのかということがわかるようにして頂きたいということ。

この2つを要望します。

[会長]

調査地点の明示は準備書でいいですか。

今、その方法書に対する知事意見まとめる前に必要ですか。

方法書に対する知事意見をまとめる前に、今まで調査した地点の地図は欲しいですか。みんなは欲しいと思っておりますが、鈴木委員はいかがですか。

[鈴木委員]

今の御説明で、建設予定地の南北1km1地点ずつのことですので、それで大まかな把握は出来たと思います。

要望としては、プラント取水候補地で行ってくださいということです。

[会長]

ただ、取水口の調査は、秋、冬は今出来るかもしれないけど、夏もやって下さいという準備書がその分だけ遅れてしまうので、とりあえずは地元の皆さんも早く予測結果を知りたいでしょうから、出来る範囲で早めに出せる情報はどんどん出して頂いて、その集大成が準備書であると位置づけて頂いて、準備書が完成するまでずるずると、まだ準備書が印刷出来てないから説明しませんというのは駄目だと思います。

もう出来た範囲で順番に説明が必要だと思います。それはお願いします。

[事業者]

はい。

[会長]

それでは、後はよろしいでしょうか。

とりあえずは、全体の意見交換は終わりましたが、大船渡市長さんも色々重要な指摘をしていますから、事業者は十分それを汲み取って調査、対応をお願いしたいと思います。

まとめますと、やはり住民の方も大変心配されておりますので、特に準備書に至る過程でより詳細な調査を行い、その結果を出来るだけ早く住民の方にお知らせするというのが一つ。

それから、中でも景観も含めて、二酸化窒素とか粉じん、騒音、場合によってはダイオキシンも含めて、それから地下水の動向についても、もし事業を実施した後は、事後のモニタリングもしっかりやって頂くというのも準備書に盛り込んで頂くということです。

それから、いずれ準備書の手続に入る前に、先程から申し上げていますが、住民に対する説明を準備書が完成する前に何回も繰り返して実施して頂いて、住民の了解を得ると。この作業が一番大事ですので、これをまずお願いしたい。

それで更に、大船渡市長さん及び、地元の方を交えて環境保全協定を必ず締結して頂くと。これが非常に大事なことです。よろしくお願いします。

では、ちょっとオーバーしましたけども、他になければこれで終了します。よろしいでしょうか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

それでは、審議会で各委員が述べられた意見を審査会の意見と致します。

事務局においては、これらを踏まえて本件準備書に関わる知事意見を作成されるようお願い致します。

以上で「(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業環境影響評価方法書」に関わる審議を終了致

します。事業者の方はご苦労様でした。

予定の議題は以上ですが、その他事務局から何か連絡事項等ありますでしょうか。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡る審議大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に知事意見を作成致します。

それから、今後のスケジュール等について御連絡させていただきます。次回の第75回技術審査会は、12月14日(木)13時30分より盛岡地区合同庁舎8階講堂Cにて開催させていただきます。

審査案件につきましては、岩泉有芸風力発電事業の方法書と岩手洋野における風力発電事業の配慮書です。

また、1月には、久慈地区汚泥再生処理センター建設事業の準備書の審査と、2月に第2種事業判定を予定している北上市に進出する企業の建築物の現地調査を、2月には(仮称)紫波・花巻風力発電事業の配慮書と北上市に進出する企業の建築物の第2種事業判定の審査を予定しております。

現在、1月の予定について照会中でございます。まだ御回答いただいていない委員におかれましては、御回答いただきますようお願いいたします。

毎月1回は、審査会を開催している状況でございます。委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

[会長]

それでは、他になければ本日の会議は終了致します。

[事務局]

長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、第74回環境影響評価技術審査会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しいところ、大変ありがとうございました。